

(監査委員事務局：監査結果に関する公表（臨時監査）)

監査委員公表第727号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年11月29日

大分県監査委員	長谷尾	雅通
大分県監査委員	長野	恭子
大分県監査委員	森	誠一
大分県監査委員	守永	信幸

第1 監査の概要

この臨時監査は、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

1 監査の対象

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、令和6年4月16日から5月27日までの期間において実施した。

	監査対象機関数
知事部局	6
教育庁及び教育機関	17
警察本部	2
合計	25

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

旅費、その他需用費等の事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した25機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり3機関において、1件の指摘事項及び3件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

### 1 指摘事項

監査対象機関	監 査 結 果
(教育庁及び教育機関)	
臼杵支援学校	校舎内塗裝修繕工事について、業務完了通知書の提出がなく、検査を行うこともなく修繕料を支出している事例が認められた。

### 2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局)	
こころとからだの相談支援センター	庁舎修繕料について、予定価格が10万円を超えているにもかかわらず、見積合わせを行わずに一者随意契約をしている事例が認められた。
(教育庁及び教育機関)	
大分商業高等学校	卒業証明書の交付申請について、手数料を定額小為替で収納したにもかかわらず、申請者に対し領収書を交付していない事例が認められた。 印刷業務について、誤って積算金額を上回る予定価格を設定し、結果として同金額で契約を締結している事例が認められた。

### 3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局)	
西部保健所	令和6年4月16日
北部保健所	令和6年4月16日
こころとからだの相談支援センター	令和6年5月24日
衛生環境研究センター	令和6年5月24日
農林水産研究指導センター農業研究部	令和6年5月27日
農林資産研究指導センター農業研究部 水田農業グループ	令和6年4月17日
(教育庁及び教育機関)	
別府教育事務所	令和6年5月20日
歴史博物館	令和6年4月19日
高田高等学校	令和6年4月17日
大分上野丘高等学校	令和6年4月17日
大分雄城台高等学校	令和6年4月19日
大分商業高等学校	令和6年4月19日

佐伯鶴城高等学校	令和6年5月13日
佐伯豊南高等学校	令和6年5月13日
日田高等学校	令和6年4月16日
中津南高等学校	令和6年4月16日
盲学校	令和6年5月8日
宇佐支援学校	令和6年4月19日
南石垣支援学校	令和6年5月20日
大分支援学校	令和6年4月17日
臼杵支援学校	令和6年5月8日
佐伯支援学校	令和6年4月18日
竹田支援学校	令和6年4月18日
(警察本部)	
玖珠警察署	令和6年5月13日
豊後大野警察署	令和6年4月18日